

「個人情報保護法」の改正について

111（西暦 2022）年憲判字第 13 号判決の健康保険データベース案件において「個人情報保護法又はその他の関連法律規定について総合的に観察すると、**個人情報を保護する独立した監督機関・制度が欠如し**、個人情報のプライバシー権の保障が不足しており、憲法に違反するおそれがある。よって、関係機関は本判決が宣言された日から 3 年以内に、関連法律を制定又は改正し、関連法制度を確立しなければならない。」と言及した。また、公私機関における個人情報漏えい事件が最近頻発していることを踏まえ、立法院は 2023 年 5 月 16 日に三読会で個人情報保護法第 1-1 条、第 48 条及び第 56 条の改正を通過させた。今回の改正には 2 つの重要な点があり、以下にその概要について説明する。

一、個人情報保護法第 1-1 条の新設：個人情報保護法の主務機関として統一され、独立した監督機関である「個人情報保護委員会」の設置

今回の法改正以前は、個人情報保護法に係る特定の主務機関はなく、国家発展委員会を解釈権者として、中央と地方機関が共同して取り扱ってきた。しかし、科学技術やインターネットの発達により、現代社会では個人情報は、もはや物理的な紙に限定されず、それらのほとんどがクラウドや会社内のサーバールームなどにデジタルデータとして保存され、悪意を持つ者に情報を漏えいされるのは一瞬のことである。法改正前には、個人情報の監督と保護のための明確な仕組みがなく、主務機関も法に定めていなかったため、個人情報保護の大きな抜け穴であったともいえよう。また、改正前は、責任担当機関が明確ではなかったため、情報セキュリティ上の重大な危機が発生したとき、迅速かつ明確に対処することが困難であるという深刻な問題となっていた。

憲法法廷は、健康保険情報データベース漏えい事件に対する 111（2022）年憲判字第 13 号判決で、こうした問題点を指摘したほか、関係機関に対し 3 年以内に関連法律を制定又は改正するよう求めている。これを受け、改正法では第 1-1 条を新設し、個人情報保護法の主務機関として「個人情報保護委員会」を設置し、国内における個人情報保護に関する諸問題や事項を統括することとし、個人情報保護における政府の関与の先駆けとなった。

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

二、個人情報保護法第 48 条の改正：処罰形態の変更に罰則の強化

旧法第 48 条によれば、処罰を行う機関は、まず個人情報保護法に違反した非公務機関である当事者に対し、一定期間内の是正を命じ、当事者が期限を過ぎても是正しなかった場合に限り、法に従い処罰を行うが、是正がなされたならば、必ずしも処罰を行う必要がない。しかも、過料の上限額はわずか NT\$20 万であり、このような少額の過料では個人情報保護法に最も違反しやすい会社法人にとっては抑止力が弱く、個人情報保護に関する適切な内部管理体制の確立を促すことは難しいため、長い間、世間から批判されてきた。

このため、改正法では、保有する個人情報ファイルについて適切な安全管理措置を講じていなかったり、「個人情報ファイル安全管理計画」若しくは「業務終了後の個人情報処理方法」を定めていなかったりする非公務機関の当事者に対して、主務機関と地方自治体は、過料を科する前には是正を命ずる必要はなく、直接過料を科したうえで是正を命ずることができるようになっている。また、過料の範囲は「NT\$2 万から 20 万」から「NT\$2 万から 200 万」に引き上げ、期限内に是正されなかった場合には、その都度 NT\$15 万から 1500 万の過料に処することができ、情状が特に重いときは、初回においても NT\$15 万から 1500 万の過料に処することができる。改正法は、责任担当管理機関を設置し、過料の金額を大幅に引き上げるもので、個人情報保護の重要性に対する各界の意識向上を図り、台湾の情報セキュリティ環境の改善が期待される。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

○「個人情報保護法」改正対照表

(赤字部分は改正部分)

	改正条文	元条文
第1-1条	<p>この法律の主務機関は、個人情報保護委員会とする。(第1項)</p> <p>この法律に掲げる、中央の目的事業主務機関、直轄市、県(市)政府及び第53条、第55条に掲げる機関の責任担当に属する事項は、個人情報保護委員会が成立する日から、当該委員会が管轄する。(第2項)</p>	(新設)
第48条	<p>非公務機関に次に掲げる事情の一つがある場合、中央の目的事業主務機関又は直轄市、県(市)政府により期限を定めて是正させ、期限を過ぎても是正しない場合、その都度 NT\$2 万以上 NT\$20 万以下の過料に処する。</p> <p>1. 第8条又は第9条の規定に違反する場合</p> <p>2. 第10条、第11条、第12条又は第13条の規定に違反する場合</p> <p>3. 第20条第2項又は第3項の規定に違反する場合(第1項)</p> <p>非公務機関が第27条第1項に違反し、又は第2項に基づき「個人情報ファイル安全管理計画」若しくは「業務終了後の個人情報処理方法」を定めていない場合は、中央の目的事業主務機関又は直轄市、県(市)政府が NT\$2 万以上 200 万以下の過料に処し、期限を定めて是正するよう命ずる。期限が過ぎても是正しない場合、その都度 NT\$15 万以上 1500 万以下の過料に処する。(第2項)</p> <p>非公務機関が第27条第1項に違反し、又は第2項に基づき「個人情報ファイル安全管理計画」若しくは「業務終了</p>	<p>非公務機関に次に掲げる事情の一つがある場合、中央の目的事業主務機関又は直轄市、県(市)政府により期限を定めて是正させ、期限を過ぎても是正しない場合、その都度 NT\$2 万以上 NT\$20 万以下の過料に処する。</p> <p>1. 第8条又は第9条の規定に違反する場合</p> <p>2. 第10条、第11条、第12条又は第13条の規定に違反する場合</p> <p>3. 第20条第2項又は第3項の規定に違反する場合</p> <p>4. 第27条第1項に違反し、又は第2項に基づき「個人情報ファイル安全管理計画」、又は「業務終了後の個人情報処理方法」を定めていない場合</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>後の個人情報処理方法」を定めておらず、その情状が特に重いとき、中央の目的事業主務機関又は直轄市、県（市）政府が NT\$15 万以上 1500 万以下の過料に処し、期限を定めて是正するよう命ずる。期限が過ぎても是正しない場合、その都度処罰する。（第 3 項）</p>	
<p>第 56 条</p>	<p>この法律の施行期日は、行政院が定めるところによる。（第 1 項）</p> <p>この法律において 中華民國 99（西暦 2010）年 5 月 26 日に改正公布の現行条文第 19 条から第 22 条、第 43 条の削除、及び 112（2023）年 5 月 16 日に改正の 第 48 条は、公布の日から施行する。（第 2 項）</p>	<p>この法律の施行期日は、行政院が定めるところによる。（第 1 項）</p> <p>現行条文第 19 条から第 22 条及び第 43 条の削除は、公布の日から施行する。（第 2 項）</p> <p>前項の公布の日が、現行条文第 43 条第 2 項において指定された事業、団体又は個人が指定された日から 6 ヶ月内に登記又は許可を取扱うべき期間内と重なる場合、当該指定された事業、団体又は個人は、取扱の終了を申請することができ、目的事業の主務機関は、取扱を終了するときに、納付済手数料を返還しなければならない。すでに取扱が完了した場合も、払戻しを申請することができる。（第 3 項）</p> <p>前項の払戻しは、納付義務者が費用を納付した日から目的事業の主務機関が取扱を終了する日まで、払戻しの額に応じ、納付の日における郵政貯金の 1 年の定期預金の利率に基づき 1 日あたりの利息を加算して、併せて払い戻さなければならない。すでに取扱が完了した場合、その払戻しは、納付義務者が費用を納付した日から目的事業の主務機関が申請を許可する日まで、同様としなければならない。（第 4 項）</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。